

年間ごみランキング発表!



微増↑ 燃やせるごみ

RANK	市町村名	一人当り
1位	滝川市	346g
2位	赤平市	290g
3位	雨竜町	269g
4位	新十津川町	252g

減少↓ 生ごみ

RANK	市町村名	一人当り
1位	滝川市	153g
2位	赤平市	142g
3位	新十津川町	137g
4位	芦別市	127g
5位	雨竜町	100g

横ばい→ 不燃ごみ

RANK	市町村名	一人当り
1位	雨竜町	52g
2位	滝川市	43g
3位	赤平市	41g
4位	新十津川町	39g

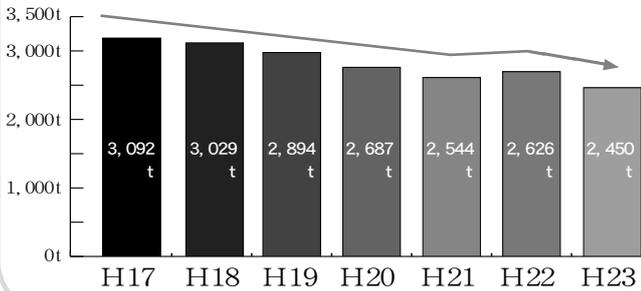
微減↓ 粗大ごみ

RANK	市町村名	一人当り
1位	滝川市	47g
2位	雨竜町	37g
3位	赤平市	31g
4位	新十津川町	25g

微減↓ 資源ごみ

RANK	市町村名	一人当り
1位	雨竜町	57g
2位	新十津川町	53g
3位	赤平市	39g
4位	滝川市	34g

赤平市ごみ総量の推移



生ごみワースト1返上!!

平成23年度中空知衛生施設組合の市町別ランキングの結果が出ました。赤平市の順位については、皆さんの努力で生ごみが1位から2位となり、念願のワースト1を返上しました。また、粗大ごみも2位から3位となりました。全体的にはごみ減量化の成果が表れてきていますが、残念ながら燃やせるごみが微量ですが増加をしています。皆さん一人ひとりの地道な努力でごみは着実に減らすことができます。今後も更なるごみの減量に努めましょう。

夏の交通安全運動

実施期間：7月19日(木)～7月28日(土)

赤平市市税等

収納向上対策本部

当市では、住宅家賃などの公共料金を納めない、相談もない、納付約束を守らないといった滞納者に対して、裁判所に申立てを行い、国税や地方税のように給与や預貯金、財産の差押えを進め、不平等の解消に努めています。

通常、市町村役場では、住宅家賃や水道料金、医療費、給食費などの未払いが続くと裁判所に申立てを行い、簡易裁判所または地方裁判所が債権者に代わって執行機関になります。これを代位執行といえます。申立てを受けた裁判所は、債権者の申立てによって支払督促や訴状を滞納者に送付し、以降、市町村役場は「原告」に、滞納者は「被告」として争うこととなります。

また、裁判になっても支払いが起きない、未払いが解消されない場合は、強制的に土地や建物、自動車、生命保険、給与、預貯金などを差押え、これを金銭に換え、未払いにあてます。これを「換価する」といいます。

当市では、きちんと納めている市民とそうでない市民との間に不公平感がないよう、このような未収金の整理を行っております。

また、市営住宅の申込みの際し、契約

住宅家賃の滞納整理と犬猫問題!!

時に禁じている「犬猫等ペットの飼育が発覚し信頼関係が損なわれた場合や建物の破損から原状回復を求める場合なども、滞納事案と同様の取り扱いになりますのでご注意ください。

▼大家としての一言▲

- 共同生活のポイントは、ご近所様と良好な関係を築くことが大切です。
- 自治会費や共益費はきちんと納めましょう。ゴミの出し方にも注意が必要です。お互いに協力し合い、トラブルにならないよう気をつけましょう。

▼注意事項▲

- 催告書や督促状、内容証明郵便が届くと法的な手続きを進めます。
- 納付約束(誓約履行)に遅滞し、支払いが滞ると裁判所に申立てを行います。
- 契約解除の通知が届くと入居者ではなく、続けて建物の明渡裁判に移行します。

※特別な事情がある場合は、係まで速やかにご相談ください。

■問合せ 住宅係 ☎32-1820

今月の納税

- 固定資産税都市計画税 第2期
 - 国民健康保険税 第1期
 - 後期高齢者医療保険料 第1期
- 「納期限 7月31日(火)まで」

▶国民年金保険料の免除制度について....

経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合、申請をして承認されると、保険料の納付が免除される申請免除制度があります。申請免除制度には、保険料の全額が免除される全額免除と、保険料の一部を納付し、残りの保険料が免除される一部納付があります。

一部納付には、「4分の1納付」「半額納付」「4分の3納付」の三種類があり、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、全額免除または一部納付が承認されます。

また、退職(失業)を理由とした特例免除制度もあります。特例免除は、申請する年度または前年度において退職(失業)の事実がある場合に対象となり、失業された方の所得を除外して免除の審査を行います。手続きの際には、雇用保険受給資格者証、離職票等が必要です。(これらを添付されると本人所得審査対象外です。)

また、保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」もあります。

▶免除申請の提出期限について....

●免除・納付猶予の申請期間

- ▶平成23年7月分～平成24年6月分までを申請される場合は、平成24年7月末日まで。
- ▶平成24年7月分～平成25年6月分までを申請される場合は、平成25年7月末日まで。
- ▶平成24年7月中は、両期間に係る申請を行うことができますので提出はお早めをお願いします。

●申請手続きは、市役所戸籍年金係または年金事務所まで。



▶ご存じですか？国民年金の任意加入制度....

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。

保険料納付については、原則口座振替になります。

医療保険係から
お知らせ

お知ら
らせ

☎ 32-2214

『限度額適用・標準負担額減額認定証』
『限度額適用認定証』の更新時期です。

現在、ご使用の『限度額適用・標準負担額減額認定証』及び『限度額適用認定証』の有効期限が平成24年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

8月以降も減額認定証等が必要な方は、左記の交付対象に該当することを確認の上、市民生活課医療保険係へ申請してください。

●後期高齢者医療加入の方

区分
区分Ⅱ 対象

世帯全員が非課税である方

世帯全員が非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方

区分Ⅰ

▼世帯全員の所得が0円の方
(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)

▼老齢福祉年金を受給されている方

●国民健康保険加入の方

区分
区分Ⅰ 対象

70歳以上 国保加入者全員が非課税である方

70歳未満 国保加入者全員が対象となります

●申請・更新時に必要なもの ①保険証 ②印鑑